

(非公式訳)

投資委員会布告

第 Sor.1/2556 号

件名：第 2 回国際基準省エネ自動車（Eco-Car）製造の奨励

燃料を節約し、安全で、環境へのインパクトを軽減する新種類の自動車である国際基準省エネ自動車（Eco-Car）の製造基盤を拡大するように促進するために、

仏暦 2520 年（1977 年）投資奨励法第 16 条および第 18 条の権限に基づき、投資委員会は以下の通り發布する。

1. 仏暦 2552 年（2009 年）10 月 15 日付け第 10/2552 号投資委員会布告
件名:投資奨励業種、規模、条件および権利恩典に、第 4 類業種 4.12 自動車製造におけるサブ業種 4.12.5 第 2 回国際基準省エネ自動車（Eco-Car）製造を追加し、以下の条件を定める。

業種	権利恩典
4.12.5 第 2 回国際基準省エネ自動車（Eco-Car）製造	<u>条件</u> 1. 自動車の組み立て、エンジンの製造、自動車部品の調達を含む包括的な計画（Package）として提案しなければならない。 2. 2019 年までに生産開始で、4 年目より生産台数実績（Actual Production）が年間 10 万台以上なければならない。 3. 国内向けの自動車は以下の通り省エネルギー性、環境性、安全性に関する条件を満たさなければならない。 3.1 省エネルギー性 - 石油使用または石油使用可能な自動車の場合、最低燃費が UNECE Reg.101 Rev.2 またはそれ以上の規格における Combine Mode で 100 キロに当たり 4.3 リットル以下でなければならない。

	3.2 環境性 - UNECE Reg.83 Rev.83 (06) Rev.4 またはそれ以上の規格における Euro5 規格に従わなければならない。 - 排気管から二酸化炭素の排出量が UNECE Reg.101 Rev. 2 またはそれ以上の規格における技術的基準で 1 キロメートルあたり 100 グラム以下でなければならない。 3.3 安全性 - UNECE Reg.95 Rev.1 またはそれ以上の規格における技術的基準でフロント衝突から乗客を守る仕組みがなければならない。 - UNECE Reg.95 Rev.1 またはそれ以上の規格における技術的基準で側面衝突から乗客を守る仕組みがなければならない。 - 少なくとも UNECE Reg.13H Rev.2 またはそれ以上の規格における技術的基準に従い、横滑り予防装置 (ESC) を搭載したアンチロック・ブレーキ・システム (ABS System) のある予防システムがなければならない。 4. シリンダーヘッド、シリンダーブロック、クランクシャフト、カムシャフト、コネクティングロッドなど 5 つのうちの 4 つのエンジンの基幹部品の製造工程があり、その工程の中に少なくともシリンダーヘッド、シリンダーブロック、カムシャフトの機械加工工程がなければならない。 5. 土地代および運転資金を除き、組み立て、エンジン製造、および部品製造など自社および部品メーカー (Supplier) を含む全プロジェクト (Package) の投資資本金が 65 億バーツ以上なければならない。ただし、既存の国際基準省エネ自動車の奨励メーカーについては投資資本金が 5
--	--

	億パーツ以上でなければならない。 6. 第2回国際基準省エネ自動車に関する工業相布告に従う条件を持たなければならない。 <u>権利恩典</u> 1. 委員会が合意した機関でゾーンを問わず機械の輸入関税を免除する。 2. 原材料および必要資材の輸入関税を2年間で90%減免する。 3. ゾーンを問わず法人所得税を6年間最高、土地および運転資金を除く投資資本金の100%まで免税する。その条件として、 3.1 免税期間の最初の5年以内においてタイ自動車部品および金型メーカー育成のために5億パーツ以上の投資または費用がある場合、土地および運転資金を除く投資資本金の100%まで法人所得税免税期間を更に1年間増やし、7年間とする。 3.2 免税期間の最初の5年以内においてタイ自動車部品および金型メーカー育成のために8億パーツ以上の投資または費用がある場合、土地および運転資金を除く投資資本金の100%まで法人所得税免税期間を更に2年間増やし、8年間とする。 なお、委員会が合意する計画に基づくものとする。 4. その他の恩典は仏暦 2543 年(2000 年)8 月 1 日付け 1/2543 号投資委員会布告に基づく恩典を付与する(但し、第 35 (1) 条の恩典に基づく法人所得税の 50%減免は付与しない)。 5. 4 年目より生産台数実績 (Actual Production) が年間 10 万台以上なければならないという条件を満たすことができない場合、条件を満たさない割合で法人所得税免除恩
--	--

	典が取り消される。その割合の計算方法として、4年目より6年目の間に同じフレームで生産された生産台数実績とする。 第3.1項または3.2項に基づき追加恩典が付与される場合、その追加期間を計算に入れること。
--	--

2. 既存の国際基準省エネ自動車の奨励メーカーは既存の投資条件に基づき、現行の奨励証書における残りの恩典で、既存の国際基準省エネ自動車プロジェクトの生産力拡大を申請することができることとする。その条件として、

2.1 既存の国際基準省エネ自動車の奨励プロジェクトの生産力を拡大する。または、

2.2 既存の国際基準省エネ自動車の奨励プロジェクトに合わせて第2回国際基準省エネ自動車の生産力を拡大する。

3. 以上の規定は委員会が奨励を検討するための一般基準とし、プロジェクトの適性により恩典を検討し、他の恩典を付与することがある。

4. 第2回国際基準省エネ自動車製造奨励または既存の国際基準省エネ自動車製造奨励は2014年3月31日までに申請すること。

2013年8月28日より有効とする。

布告日 2013年9月30日

キティラット・ナラノン

副首相

投資委員会委員長